

入札参加資格者指名停止措置概要

商号又は名称	代表者	住 所	停止期間
パナソニックEWエンジニアリング株式会社 中国・四国支店	支店長 前田 卓也	広島県広島市中区中町7 - 1	令和7年3月1日から 令和7年4月30日まで (2箇月)

事 実 概 要	パナソニックEWエンジニアリング株式会社は、施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。 このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当することから、国土交通省近畿地方整備局より22日間の営業停止命令がなされた。
指名停止の理由	「松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」別表第2 第8号に該当 (建設業法違反行為) 8 建設工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 「松江市物品の売買等指名競争入札参加資格者指名停止要綱」別表 第12号に該当 (不正又は不誠実な行為) 12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為 をし、物品の売買等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。
備 考	